

平成25年9月27日

岩手労働局発表

報道関係者 各位

岩手労働局労働基準部賃金室

(担当) 賃金室長 藤本 行 男
室長補佐 鈴木 千 春

(電話) 019 - 604 - 3008

**岩手県最低賃金が665円(時間額)に改正されます。
(平成25年10月27日に改正発効)**

岩手労働局長(弓^{ゆみ}信^{のぶゆき}幸)は、平成25年9月27日(金)、岩手県最低賃金を665円(時間額)に改正することを官報に公示しました。

これにより、改正岩手県最低賃金は、平成25年10月27日(日)に発効することになります。

(備考1)

[地域別最低賃金の公示及び発効]

最低賃金法第14条第2項の規定により、地域別最低賃金の決定は、公示の日から起算して30日を経過した日から、その効力を生じるとされております。

(備考2)

[適用対象労働者]

全ての事業主は、その雇用する労働者(パート労働者・アルバイト等を含む。)に最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

[対象となる賃金]

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限られ、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。

[岩手県最低賃金と特定(産業別)最低賃金]

最低賃金には、岩手県内全ての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「特定(産業別)最低賃金」が設定されており、特定(産業別)最低賃金については、現在、岩手地方最低賃金審議会において改正に向けた調査・審議が行われております。

< 参 考 >

1 岩手県内で事業を営む使用者及びそれに使用される労働者(公務員を除く。)

対象業種 全産業

対象事業場数 64,293事業場

対象労働者数 464,718人

(注) 対象事業場数及び労働者数は、総務省統計局の「平成21年度経済センサス」を基に算定した。

2 岩手県最低賃金の推移

単位:円

年 度	発効年月日	日 額	時 間 額	引上げ額
5年度	H5.10.3	4,223	529 (583)	17
6年度	H6.10.6	4,328	541 (597)	12
7年度	H7.10.11	4,431	554 (611)	13
8年度	H8.10.4	4,526	566 (623)	12
9年度	H9.10.1	4,629	579 (637)	13
10年度	H10.10.1	4,713	590 (649)	11
11年度	H11.10.1	4,757	595 (654)	5
12年度	H12.10.1	4,795	600 (659)	5
13年度	H13.10.1	4,829	604 (663)	4
14年度	H14.10.1		605 (663)	1
15年度	H14.10.1		605 (664)	0
16年度	H16.10.1		606 (665)	1
17年度	H17.10.1		608 (668)	2
18年度	H18.10.1		610 (673)	2
19年度	H19.10.28		619 (687)	9
20年度	H20.10.30		628 (703)	9
21年度	H21.10.4		631 (713)	3
22年度	H22.10.30		644 (730)	13
23年度	H23.11.11		645 (737)	1
24年度	H24.10.20		653(749)	8
25年度	H25.10.27		665(764)	12

時間額欄の括弧書きは、全国加重平均額。